

年度限定型保育事業 FAQ

No.	問	答
1	申請書はどこでもらえますか。	市のHPでダウンロードしていただけます。
2	申請できる最大3箇所希望する場合、利用申請書は3枚すべて手書きで提出する必要はありますか。	申請書1枚に必要な事項を記入して、コピーして提出することができます。なお、「宛先」は提出先ごとの宛先を記入して提出してください。また、 押印はコピー不可ですので、3箇所希望される場合は、3枚すべてに押印をして、希望園それぞれに提出してください。
3	申込はどこにすれば良いですか。	利用を希望する施設に申請をお願いします。3園まで希望園を選ぶことができますので、それぞれの園に同様の申請をお願いします。
4	3園より多く希望する場合はどうしたら良いですか。	3園を超えて希望することはできません。4園以上の施設に利用申請をしていることが発覚した場合、すべての申請が無効となりますのでご注意ください。
5	希望園に順位をつけることはできますか。	本事業では、希望園に順位をつけることはできません。
6	利用に当たって、選考はどのように行われるのですか。	利用希望者が施設ごとに設けている定員を超えた場合は、市の認可保育園の選考基準に準じて選考を行います。
7	選考に必要な情報(就労証明書等)を事業者に提出する必要がありますか。	利用の申請に当たっては、利用申請書と、認可保育園の不承認通知の写しをご提出いただくのみです。そのほかの選考に必要な情報は、認可保育園の入園申込時に市に提出していただいている情報を、事業者を提供し、それを参考に選考が行われる場合があります。
8	保育の内容は通常の認可保育園に入所している児童と違いますか。	園によっては、空きスペースの関係から、保育室を分ける可能性もありますが、基本的には認可保育園として入園した児童と同様の保育を提供する事業となります。
9	保育時間は何時から何時ですか。	通常の認可保育園の開所時間と同様に、7時から18時までが基本時間となり、18時以降は延長保育となります。延長保育料についても、通常の認可保育園と同様の料金形態となります。また、保育短時間認定の設定はありませんので、全員同様の取り扱いとなります。
10	保育料はいくらになりますか。	全施設、全利用者統一で4万4千円(月額)です。これとは別に、延長保育料は通常の認可保育園と同様の金額で徴収されます。
11	月の途中で退所した場合、保育料はいくらになりますか。	その月の1日時点で事業を利用している場合は、月額保育料(4万4千円)がかかります。保育料の日割りは行いませんのでご承知おきください。
12	1か月以上利用を休止した場合、その間の保育料はどうなるか。	事業者では年度当初から1年間本事業の児童の受入れ前提に体制を整えておりますので、1か月以上利用を休止した場合でも、月額保育料(4万4千円)が発生します。
13	保育料の免除等がありますか。	事業を利用するお子さんが市民税非課税世帯、課税世帯の第2子以降の場合、利用料の助成制度がございます。こちらの制度については、利用者へ別途ご案内いたします。
14	来年度も継続して通園できるのですか。	本事業は当該年度限定の事業です。次年度以降も同一の認可保育所の利用を希望される場合は、次年度に別途認可保育園の入園申込みが必要です(本事業は次年度以降の入園を確約するものではありません。)
15	この事業で入所した園に、来年度の認可保育園入所申請時に優先して入園することは可能ですか。	本事業を利用することで、利用期間に応じて認可保育園入園選考における加点の対象となります(1~2点)。加点を受けるには、市役所保育課へ保育受託証明書の提出が必要です。ただし、本事業で利用した保育園に優先されるわけではありません。
16	この事業で入所が決定した場合、必要な手続き等がありますか。	事業者から利用決定の案内がありますので、事業者からの指示に従って手続きを進めてください。

17	この事業の空き枠が出た場合、追加募集はありますか。	空き枠が出た場合、追加募集予定です。
18	利用決定を受けた後に辞退することは可能ですか。	利用決定後の辞退は、受け入れ園での入園準備等に混乱が生じます。また、利用開始直前の辞退の場合は別の利用者を再選考することができず、より多くの方に保育を提供したいという本事業の目的にもそぐわなくなります。利用申請をされる際は慎重にご検討ください。
19	3園希望してそれぞれに申し込んだ場合、複数の園から内定が出ることもあるのですか。	複数の園から内定が出る可能性もあります。複数の園から内定の連絡を受けた場合は、速やかに利用する園を選んでいただきますようお願いいたします。申し込みの際にはその点も念頭に置いて、希望園の選定を行ってください。
20	申込時点から状況が変わり、保育要件が無くなってしまった場合は退所しなければならないのですか。	利用申請時の家庭の状況に変更があった場合は、速やかに運営事業者へ申し出てください。その結果、本事業の利用の必要性が無いと判断される場合は、利用を終了していただくことがあります。
21	入所後、第2子を妊娠し、産育休に入った場合、年度途中で退所しなければならないのですか。	認可保育園の在園要件に基づき、利用開始後に新たな育児休業を取得する場合には、利用を継続していただけます。
22	この事業で内定後、認可外保育施設への入所が決定した場合、どのようになりますか。	本事業の利用要件として、「認証保育所等、その他認可外施設に入園決定していない者」となっておりますので、本事業は利用できません。認証保育所等、その他認可外施設に入園決定した場合は、速やかに運営事業者へ申し出てください。
23	この事業で内定した後の利用決定はどのような流れになりますか。	本事業内定後、入園前健康診断・面接を経て、運営事業者が受入れ可能と判断した場合に利用決定となります。入園前健康診断や面接において集団保育が困難と認められたときは、利用を保留とすることがありますので、ご注意ください。
24	この事業の利用を終了はしないが、1か月以上利用しない場合、どのような手続きをすれば良いのですか。	左記の場合、事業者へ「調布市年度限定型保育事業利用休止・終了届出書」の提出が必要になります。提出期限は休止する日の10日前までに届出書の提出が必要になりますので、速やかに運営事業者へ利用を休止する旨申し出てください。
25	この事業の利用を終了する場合、どのような手続きをすれば良いのですか。	左記の場合、事業者へ「調布市年度限定型保育事業利用休止・終了届出書」の提出が必要になります。提出期限は終了する日の10日前までに届出書の提出が必要になりますので、速やかに運営事業者へ利用を終了する旨申し出てください。
26	育休中や求職中で申し込んだ場合は、通園開始後どのような手続きをすればよいのですか。	通常の認可保育園と同じく、育休中の方は入園月の翌月1日までに復職し、保育課へ保育受託証明書と就労証明書(育休復帰の場合、復職日記載)の 原本の提出 が必要になります。また、求職中等の方についても認可保育園と同様の手続きが必要となります。
27	就労証明書の様式はどこでもらえますか。	通園される保育園より、所定の様式をお渡しいたしますので、期限までに必ず 保育受託証明書を添えて保育課へ原本の提出 をお願いいたします。